

第四百四回 参議院農林水産委員会會議録第一号

昭和六十一年二月二十日(木曜日)

午後一時二分開会

委員氏名
委員長 成相 善十君
理事 浦田 勝君
理事 北 修二君
理事 星 長治君
理事 藤原 房雄君
理事 大城 眞順君
理事 岡部 三郎君
理事 亀井 久興君
理事 熊谷 太郎君
理事 小林 国司君
理事 坂野 重信君
理事 坂元 親男君
理事 高木 正明君
理事 谷川 寛三君
理事 初村 滝一郎君
理事 水谷 力君
理事 稲村 稔夫君
理事 菅野 久光君
理事 八百板 正君
理事 山田 讓君
理事 刈田 貞子君
理事 塩出 啓典君
理事 下田 京子君
理事 栗林 卓司君
理事 喜屋武眞榮君

委員の異動
十二月二十四日
兼任 栗林 卓司君
補欠選任 田淵 哲也君
一月二十二日

二月十四日
辭任 亀井 久興君
補欠選任 川原新次郎君

二月十七日
辭任 稲村 稔夫君
補欠選任 上野 雄文君

出席者は左のとおり。
委員長 成相 善十君
理事 浦田 勝君
北 修二君
星 長治君
菅野 久光君
岡部 三郎君
熊谷 太郎君
小林 国司君
坂野 重信君
坂元 親男君
高木 正明君
谷川 寛三君
初村 滝一郎君
水谷 力君
稲村 稔夫君
菅野 久光君
八百板 正君
山田 讓君
刈田 貞子君
塩出 啓典君
下田 京子君
栗林 卓司君
喜屋武眞榮君

國務大臣
農林水産大臣 羽田 孜君
農林水産政務次官 福田 宏一君
農林水産大臣官房長 田中 宏尚君

農林水産大臣官房長 田中 宏尚君
農林水産政務次官 福田 宏一君
農林水産大臣官房長 田中 宏尚君

Table with 2 columns: 農林水産大臣官房長 (田中 宏尚君), 農林水産省経済局長 (後藤 康夫君), 農林水産省構造改善局長 (佐竹 五六君), 農林水産省農蚕園芸局長 (関谷 俊作君), 農林水産省食品流通局長 (鴻巣 健治君), 農林水産技術会議事務局長 (橋岡 欽也君), 食糧庁長官 (石川 弘君), 林野庁長官 (田中 恒寿君), 水産庁長官 (佐野 宏哉君), 常任委員会専門員 (安達 正君)

本日の會議に付した案件
○理事補欠選任の件
○國政調査に関する件
○農林水産政策に関する調査
(昭和六十一年度の農林水産行政の基本施策に関する件)
○委員長(成相善十君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告をいたします。
村沢牧君及び亀井久興君が委員を辞任され、その補欠として八百板正君及び川原新次郎君が選任されました。
○委員長(成相善十君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。
委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつて

おりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。
理事の選任につきましては、先例によりまして、委員長の指名に御一任願いたいと存じます。
が、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(成相善十君) 異議ないと認めます。
それでは、理事に菅野久光君を指名いたします。
○委員長(成相善十君) この際、羽田農林水産大臣及び福田農林水産政務次官から発言を求められておりますので、順次これを許します。羽田農林水産大臣。
○國務大臣(羽田孜君) 昨年暮れの内閣改造におきまして農林水産大臣を拝命いたしました羽田孜でございます。
我が國農林水産業を取り巻く内外の情勢が厳しさを増す折から、その責務は極めて重大であり、身の引き締まる思いをいたしております。私は皆様方の御指導また御支援をいただきまして、農林水産行政の責任者として諸問題の解決に専心努力をしてまいりたいと思っております。どうかよろしくお願いを申し上げます。(拍手)
○委員長(成相善十君) 福田農林水産政務次官。
○政府委員(福田宏一君) このたび農林水産政務次官を拝命いたしました福田宏一であります。
我が國の農林水産行政は幾多の困難な課題を抱えておりますが、羽田大臣を補佐いたしましたして全力を傾けてこの難局に当たりたいと存じております。委員各位の御支援のほどをお願い申し上げます。(拍手)
○委員長(成相善十君) 次に、國政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても農林水産政策に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(成相善十君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(成相善十君) 次に、農林水産政策に関する調査のうち、昭和六十一年度農林水産省関係の施策に関する件を議題といたします。

農林水産大臣から所信を聴取いたします。羽田農林水産大臣。

○國務大臣(羽田孜君) 農林水産委員会の開催に当たりまして私の所信の一端を申し上げます。

我が国の農林水産業は、国民生活にとって最も基礎的な物資である食糧の安定供給を初め、健全な地域社会の形成、国土・自然環境の保全など、我が国経済社会の発展や国民生活の安定のため、重要な役割を果たしております。

農林水産業を取り巻く最近の経済情勢について見ますと、我が国経済は、その景気動向にはなおばらつきが残されているものの、全体として緩やかな景気拡大を続けております。しかしながら、財政は依然として不均衡の状態にあり、また経常収支の大幅な黒字が続いていることなどから、諸外国との間で経済摩擦が生じているなどの諸問題を抱えております。

こうした中で、我が国農林水産業は、食糧消費の伸び悩み、経営規模拡大の停滞、担い手の高齢化などの諸問題に直面しております。また行財政改革の観点から、効率的な農政の推進が求められるとともに、諸外国からの市場開放要求が依然として絶えないという状況のもとにあります。

このような状況のもとで、一億二千万人に及ぶ国民に食糧を安定的に供給するためには、国内で生産可能な農産物は極力国内生産で賄うという方針のもとに、農業生産の担い手の育成、農地や水資源の確保、技術の向上を含めた総合的な食糧自給力の維持強化を図ることが肝要であると考えて

おります。

この場合、次の時代に農林水産業を担う若い人たちが誇りと生きがいを持って農林水産業に邁進できるように、我が国農林水産業の体質強化と生産性の向上を積極的に推進し、産業として魅力ある農林水産業を確立していくことが重要と考えております。

また、今日の経済社会において農林水産行政を展開するに当たっては、農林水産業の役割や施策の内容等について広く国民全体の理解を得ることが必要であります。このための努力を積極的に払い、信頼される農林水産行政を確立してまいりたいと存じます。

以上のような基本的な考え方のもとに、二十一世紀へ向けて将来の明るい展望が開ける農林水産業・農山漁村の実現を図るため、厳しい財政事情にはありますが、創意工夫の上、各般の施策を展開してまいります。

以下、昭和六十一年度における主要な農林水産施策について申し上げます。

まず、農業の振興についてであります。第一は、土地利用型農業の体質強化を中心として、農業生産基盤の整備、農業構造の改善、技術の開発普及等を通じて生産性の向上を一層推進することでありま。

このため、農業生産基盤の整備につきまして、土地改良事業の進捗の促進を図るため、国営土地改良事業の財源として財政投融资資金を活用する制度の拡充等の措置を講じ、事業の着実かつ効率的な推進を図る所存であります。

また、農業構造の改善につきましては、地域の实情に即した構造政策の方向づけを組織的に行うなど構造政策の推進体制を充実整備することとしております。

さらに、中核農家への利用権の集積による経営規模の拡大を促進するため、農用地利用改善団体等が農地の改良等を実施するのに必要な資金を無利子で貸し付ける制度を新たに創設することとしております。

バイオテクノロジー、ニューメディア等先端技術につきましても、農林水産業・食品産業等における生産性の飛躍的向上、農山漁村の活性化等を図る上で極めて重要な役割を果たしていくことが期待されております。このため、産・学・官の連携強化によって、これまでも総合的なバイオテクノロジー等先端技術の開発を図ってきておりますが、あわせて民間の技術研究に対する支援体制を強化してまいりたいと考えております。

また、ニューメディア等の情報化対策につきましても、農村地域等における先駆的、モデル的な情報システム化の構想を推進するとともに、各分野における情報システム化に關し所要の措置を講じてまいります。

第二は、需要の動向に即した農業生産の再編成を地域の実態に即して進めることとあります。まず、水田利用再編対策につきましても、今後農業生産の基本方向に即し、米の生産を計画的に調整するとともに、需要の動向に安定的に対応し得る農業生産構造の確立を期するため、水田利用再編第三期対策を引き続き実施することとし、地域の実態に即した転作の定着化の一層の促進と他用途利用米制度の定着を図ってまいります。

なお、米については、生産力と需要とのギャップは一層拡大する方向にあり、今後とも米の需給を均衡させつつ、農産物の総合的な自給力の向上を図っていくことが重要でありますので、水田利用再編第三期対策後の対応のあり方につきましても、長期的かつ総合的な観点から農業の将来を展望し、また関係各面の意見を十分お聞きしながら当面する農政の最重要課題として鋭意検討し、結論を得てまいりたいと考えております。

また地域の主要作物に係る各般の生産対策を総合的、有機的に実施することとしております。このため、新地域農業生産総合振興対策を引き続き実施するとともに、酪農・肉用牛生産近代化基本方針に即し、酪農及び肉用牛生産について総合的な振興合理化を図ってまいります。

さらに農業改良資金について、農業者の自主性と創意工夫を生かした活用を積極的に推進するため資金の内容及び貸付種の拡充を図ってまいります。

このほか、最近における技術開発の進展等の状況に対応するとともに、農業の生産性の一層の向上を図るため、種苗関係業務を一体的、総合的に実施する体制を整備するとともに、国及び都道府県の主導的役割を堅持しつつ、主要農作物の種子の生産・流通に民間事業者が参入する道を開く等のため必要な制度の整備を行ってまいれる所存であります。

第三は、多様化している食糧需要に適切に対応しつつ国民の健康的で豊かな食生活を保障することとあります。

このため、我が国の風土に適し、国民の健康にもかなった日本型食生活の定着促進を図ることを基本として、各般の消費者・食生活対策を推進するとともに、農水産物の消費拡大と価格の安定に努めることとしております。また食糧の安定供給の上で重要な役割を果たしている食品産業につきましても、食生活の多様化に対応した食糧供給が円滑に行えるよう流通・加工対策を推進し、その体質強化を図ってまいります。

第四は、地域の創意と工夫を生かしつつ農山漁村の活性化を図ることとあります。

農林水産業に携わる人々が意欲と生きがいを持って健全な地域社会をつくるため、生産基盤と生活環境の一体的、計画的な整備、都市と農村の交流の促進、地場産業の育成等を通じ特色と活力ある村づくりを進めてまいります。

以上申し上げました各般の施策のほか、長期的観点に立って開発途上地域における農林水産業開発への協力を一層推進することとしております。また国土資源に制約のある我が国として、輸入に依存せざるを得ないものについてはその安定的輸入の確保に努めるとともに、輸入障害等の事態に備えて備蓄の確保を図ることとしております。

このほか、金融自由化等に対応して、系統信用事業の整備を図ってまいれる考えてあります。

林業につきましては、木材需要の低迷、経営諸経費の増高など厳しい情勢のもとにありますが、森林の果たしている公益的機能に対する国民の要請はますます高まり、かつ多様化しております。また戦後管々と植林された森林は、現在間伐期を迎えており、林業生産活動の活性化とこれによる適正な森林の管理を図り、国産材時代を確実なものとするのが重要な課題となっております。

このような森林・林業の課題に対し、国民の幅広い理解を得つつ、昨年の「国際森林年」の成果を踏まえ、森林資源の保全・涵養に努めるため各般の施策を積極的に推進してまいります。

特に、森林・林業、木材産業をめぐる最近の厳しい状況の中で、その活力を回復させるため、「森林・林業、木材産業活力回復五カ年計画」に基づき、木材需要の拡大及び木材産業の体質強化に努めるとともに、間伐を緊急に実施するため事業量を大幅に拡充する等林業の活性化を積極的に推進してまいります。

また、造林、林道などの林業生産基盤の整備と治山事業の推進、水源林の整備を図るとともに、国民の森林に対するニーズの多様化に対応した森林整備及び森林空間の総合利用の推進に取り組んでまいります。

国有林野事業につきましては、昭和五十九年に策定した改善計画に基づき、経営改善の一層の推進を図ってまいることとしております。

水産業につきましては、現下の二百海里体制の世界的な定着、漁業経営の悪化などにより厳しい環境下にありますが、周囲を海に囲まれた我が国において、国民の摂取する動物性たんぱく質の約半分を供給し、また世界一の漁獲量を上げる重要な産業であることから、その振興を積極的に図っていくことが肝要であります。

また、厳しい漁業経営の現状にかんがみ、漁業生産構造の再編、漁業経営の再建の促進など各般の水産業経営対策を展開してまいります。

さらに、消費者ニーズを十分に踏まえつつ、水産物の消費、価格、流通・加工対策を推進してまいります。

このほか、粘り強い漁業交渉を展開するとともに、海外漁業協力を推進する等により、海外漁場の確保に努めてまいります。

これらの農林水産施策を推進するため、厳しい財政事情のもとで、農林水産予算につきましては各種施策について優先順位の厳しい選択を行い、我が国農林水産業に新たな展望を切り開いていけるよう必要な予算の確保を図ったところであります。

また、施策の展開に伴い必要となる法制の整備につきましましては、今後、当委員会の場におきましてよりしく御審議のほどをお願い申し上げます。

最後に、農林水産物の市場開放問題につきましては、関係国との友好関係に留意しながら、我が国農林水産業の健全な発展との調和を図りつつ、国内の需給動向等を踏まえ適切に対処してまいりたいと考えております。

以上、所信の一端を申し上げましたが、私は農林水産業に携わる方々を初め、国民各界各層の理解を得つつ、我が国農林水産業の未来を切り開いていくため全力を傾けてまいらる覚悟であります。

委員各位におかれましては、農林水産行政推進のため、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。(拍手)

○委員長(成相幹事) 本件に対する質疑は次回に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十八分散会

二月六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

二月六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

二月六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

二月六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

二月六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

土地改良工事に係る法第九十条の規定による負担金及びその利息の額のうち、前条の規定により同条第一項の政令で定める費用に相当する金額として一般会計からこの会計に繰り入れた金額に対応するものは、当該負担金及びその利息の取納後、遅滞なく、政令で定めるところにより、この会計から一般会計に繰り入れるものとする。

第十四条第一項中「要する費用で当該費用の額から国庫が負担するものの額を控除した額に相当するもの」を「要する費用のうち法第九十条の規定により都道府県に負担させる費用の全部又は一部で政令で定めるもの」に、「埋立」を「埋立て」に改め、同条第三項中「法第九十条」を「土地改良工事に係る法第九十条」に、「利息」を「利息で」に改め、「借入金」の下に「」に対応するものは、当該借入金を加える。

第十九条第一項中「区分によるほか、工事に区分して」を「区分により」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（土地改良法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この法律の施行の際現に国が行っている土地改良事業の工事で第一条の規定による改正前の土地改良法（以下「旧土地改良法」という。）第八十八条の二の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とするものは、第一条の規定による改正後の土地改良法（以下「新土地改良法」という。）第八十八条の二第二項（旧土地改良法第八十八条の二第一号から第四号までに掲げる事業の工事にあつては、新土地改良法第八十八条の二第二項の規定による申請に基づき同条第一項）の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつて財源とする工事をみなす。

（特定土地改良工事特別会計法の一部改正に伴う経過措置）
第三条 第二条の規定による改正後の国営土地改良事業特別会計法（以下この条において「新特別会計法」という。）の規定は、昭和六十一年度の予算から適用し、特定土地改良工事特別会計の昭和六十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際一般会計に所属する権利義務で新特別会計法第一条に規定する土地改良工事、受託工事及び直轄調査に係るものは、政令で定めるところにより、新特別会計法に基づく国営土地改良事業特別会計（以下この条において「新特別会計」という。）に帰属するものとする。

3 昭和六十一年度の一般会計の歳出予算のうち、新特別会計法第一条に規定する土地改良工事（以下この条において「土地改良工事」という。）、受託工事及び直轄調査に係る経費で財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、政令で定めるところにより、新特別会計に繰り越して使用することができ。

4 前項の規定により新特別会計に繰り越されたものがあるときは、財政法第四十一条の規定により昭和六十一年度の一般会計の歳入に繰り入れられるべき昭和六十一年度の同会計の歳入歳出の決算上の剰余金のうち同項の繰越しの額に相当する金額は、新特別会計の昭和六十一年度の歳入に繰り入れるものとする。

5 この法律の施行前に一般会計において行つていた土地改良工事（この法律の施行前に旧土地改良法第八十八条の二の規定の適用を受けることとなつたものを含む）に係る土地改良法第九十条の規定による負担金及びその利息の額のうち政令で定めるものに相当する金額は、当該負担金及びその利息の取納後、遅滞なく、新特別会計から一般会計に繰り入れるものとする。

6 前項の規定による一般会計への繰入金は、新特別会計の歳出とする。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正）
第四条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。
第一条中「特定土地改良工事特別会計」を「国営土地改良事業特別会計」に改める。

（水資源開発公団法の一部改正）
第五条 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。
第二十条の二第三項中「行なう」を「行う」に、「特定土地改良工事特別会計」を「国営土地改良事業特別会計」に改める。

（政令への委任）
第六条 附則第二条及び第三条に定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

二月七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、松くい虫被害対策特別措置法の適用期限延長に関する請願（第三六号）
一、良質米奨励金の削減反対に関する請願（第三七号）
一、農業協同組合の合併促進助長のための法的措置に関する請願（第六〇号）
一、飢餓アフリカ救援と日本の農林業再建に関する請願（第一二七号）（第一三九号）（第一四〇号）

第三六号 昭和六十一年十二月二十六日受理
松くい虫被害対策特別措置法の適用期限延長に関する請願

請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会
内 渡辺正市
紹介議員 浜田増太郎君

近年の松くい虫による被害は、全国的にまん延しており、深刻の度をふかめている。松くい虫の被害対策については、森林病害虫等防除法及び松くい虫被害対策特別措置法に基づき、各種の措置を講じ、その鎮静化に努めてきた。しかし、松くい虫被害対策特別措置法が昭和六十一年度限りで失効することは、今後の被害対策に重大な支障をきたすことになる。よつて、松くい虫被害の早急な終息を図るため、松くい虫被害対策特別措置法の適用期限を延長するよう強く要望する。

第三七号 昭和六十一年十二月二十六日受理
良質米奨励金の削減反対に関する請願
請願者 新潟市新光町四ノ一新潟県議院内
古川涉
紹介議員 長谷川 信君

良質米の生産は、米の消費拡大と需給均衡化及び自主流通米として流通することにより財政負担の軽減に貢献している。特に、新潟県は、全国有数の米産県として国民に対する食糧の安定供給に努めるとともに、消費者の良質米指向にこたえるため、良質米の生産拡大を図つてきた。このような状況のなかで、政府は、昭和六十一年度予算編成において、良質米の安定に欠くことのできない良質米奨励金を削減することを検討している。もしこれを実施すると、米価の実質的な切下げとなり農家経済に重大な影響を与え、同時に、良質米生産意欲の後退と多収品種への作付け転換による財政負担増など食糧行政の円滑な運営に支障をきたすことになり、良質米奨励金の削減は容認できない。よつて、稲作経営の安定を図り、農家が意欲をもつて良質米の生産に取り組めるよう、昭和六十一年産米の良質米奨励金の現行水準を確保するよう強く要望する。

第六〇号 昭和六十一年一月七日受理

農業協同組合の合併促進助長のための法的措置に
関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九一〇ノ一岩手県
議院内 藤根順術

紹介議員 岩動 道行君

農畜産物の貿易自由化、他用途利用米制度の有効
活用、固定負債への対策、金融自由化の進展等、
農業協同組合に課された課題は、早急に対処、実
践しなければならぬ。そのためには農業協同組
合の経営基盤を強化することがひつすの条件であ
る。ついでには、農業協同組合併助成法に基づ
合併経営計画の認定の期限を五年間延長する等
的措置を講ぜられたい。

理由

農業協同組合は農民の協同組織であり、これまで
も時代のすう勢とともに合併によつて規模拡大を
図り、経営の安定化に努めてきた。金融の自由
化、高度情報化社会が進展するなかで、農業協同
組合が組合員農家の生活の安定、向上と地域社会
の発展に資するためには、強力な合併推進によつ
て、経営基盤を強化していくことがひつすの要件
である。農業協同組合の合併については、自助、
自立の意識改革を基本としながらも、行政と一体
となつて推進することが重要であるので、従来の
農業協同組合併助成法に基づく合併経営計画の
認定の期限を昭和六十一年四月一日以降、五年間
延長する等の法的措置を講ずる必要がある。

第一二七号 昭和六十一年一月二十七日受理

飢餓アフリカ救援と日本の農林業再建に関する請
願

請願者 長野県飯田市中村一七六ノ四 原
喜寛 外二千九百七十八名

紹介議員 村沢 牧君

世界の十一人に一人は餓死寸前の栄養状態にあ
る。アフリカなど発展途上国の飢餓は広がり、核
と同様飢餓の恐怖は世界中をいだだせ、平和に
とつての脅威になつてゐる。日本ではなんの心配
もない飽食の時代にあるといわれているが、穀物

自給率は三十三パーセントを割り、国民の食糧は外
国まかせになつてゐる。農民には減産・減反を押し
付けながら、国民の主食である米まで輸入する
という事態になつた。また、木材も海外の緑資源
に依存し、国内の森林・林業の荒廃を招いてい
る。飢餓問題、食糧・緑問題は、発展途上国だけ
の問題ではなく我々自身につうずる問題である。

ついでには、資本のための海外援助でなく飢餓国の
農林業再建に役だつ援助と、国内の減反見直し・
森林の再生を含む日本の農林業の再建のため、次
の事項について実現を図られたい。

一、アフリカなど飢餓に苦しむ諸国に対し、食糧
の緊急援助を行うとともに、農林業再建に役だ
つ援助政策をつよめること。

二、国内食糧の安定供給を図るため、減反政策を
あらため、主要食糧(米・麦・大豆・飼料穀物)
の備蓄制度を確立し、食糧自給率の向上と、食
糧管理制度の拡充・強化をすること。

三、緑と農業が急激に破壊されている現状を打開
するため、発展途上国における森林と農林業生
産の基盤の確立にむけて資金と技術面などで協力
をすること。

第一三九号 昭和六十一年一月二十九日受理

飢餓アフリカ救援と日本の農林業再建に関する請
願

請願者 長野県小県郡丸子町下丸子川原一
ノ九八 脚幸徳 外三千七十五名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一二七号と同じである。

二月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件
が付託された。

一、農業改良資金助成法による貸付金等の財源
に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金
の納付等に関する臨時措置法案

農業改良資金助成法による貸付金等の財源に
充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の
納付等に関する臨時措置法案

農業改良資金助成法による貸付金等の財源
に充てるための日本中央競馬会の国庫納付
金の納付等に関する臨時措置法案

(趣旨)

第一条 この法律は、農業改良資金助成法(昭和
三十一年法律第百二二号)第三条の規定による都
道府県に対する貸付金等の財源を緊急に確保
し、もつて農業経営基盤の強化に資するため、昭
和六十一年度及び昭和六十二年度における日本
中央競馬会の国庫納付金の納付及び農業経営基
盤強化措置特別会計の歳入の特例等を定めるも
のとする。

(日本中央競馬会の国庫納付金の納付の特例)

第二条 日本中央競馬会は、昭和六十一事業年度
及び昭和六十二事業年度において、毎事業年
度、日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二
百五号)第二十七条の規定による国庫への納付
をするほか、同法第二十九条第二項の規定にか
かわらず、同条第一項の規定による特別積立金
のうち三百億円の二分の一に相当する金額を当
該事業年度の四月一日から六月三十日までの間
に国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による国庫納付金(次条において
「特別国庫納付金」という。)の額に相当する金
額は、日本中央競馬会法第二十九条第一項の規
定による特別積立金の額から減額して整理する
ものとする。

(農業経営基盤強化措置特別会計の歳入の特例
等)

第三条 特別国庫納付金は、その納付された年度

における農業経営基盤強化措置特別会計の歳入
とする。

2 前項の規定により農業経営基盤強化措置特別
会計の歳入とされる特別国庫納付金の額に相当
する金額は、農業改良資金助成法第三条の規定
による都道府県に対する貸付金及び当該貸付金
に関する事務に要する費用の財源に充てるもの
とする。

附則
この法律は、昭和六十一年四月一日から施行す
る。

二月十四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、飢餓アフリカ救援と日本の農林業再建に関
する請願(第一六九号)(第一七八号)

第一六九号 昭和六十一年一月三十一日受理

飢餓アフリカ救援と日本の農林業再建に関する請
願

請願者 長野県松本市笹部二ノ六ノ六二
北原一盛 外二千九百八十二名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一二七号と同じである。

第一七八号 昭和六十一年二月四日受理

飢餓アフリカ救援と日本の農林業再建に関する請
願

請願者 長野県南安曇郡三郷村温三、〇四
〇ノ八 三宮猛 外三千三十七名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一二七号と同じである。

第三百三回国会農林水産委員会会議録第二号中正誤

ハシ 段行 誤

二 ニ九 方式を 方式に 正

第三号中正誤

ハシ 段行 誤 正

五 ニ二〇 ござます ございます

七 一 九 適性 適正

三 四 ニ一七 いらっしゃるる いらっしやる

第四号中正誤

ハシ 段行 誤 正

三 三 四 根拠に 根拠が

三 〇 三 四 進歩 テンポ

第五号中正誤

ハシ 段行 誤 正

二 五 四 二 団体共済 団体職員共済

昭和六十一年二月二十四日印刷

昭和六十一年二月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局